

ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会  
に対する品川区助成金交付要綱

制定 平成20年7月16日 区長決定  
平成20年7月 要綱第409号  
改正 平成23年4月 要綱第64号  
改正 平成25年4月 要綱第28号  
改正 平成27年3月 要綱第210号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会(以下「協議会」という。)が実施するウェルカムセンター原・交流施設(以下「交流施設」という。)運営事業に要する経費の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、交流施設の管理運営に要する経費とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 協議会は、この要綱により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 区長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により協議会に通知するものとする。

(請求書の提出)

第6条 協議会は、前条の交付決定を受けたときは助成金交付請求書(第3号様式)に関係書類を添付して区長に提出しなければならない。

(交付時期等)

第7条 助成金の交付は、毎年度4回に分けて行うこととし、その時期は、次のとおりとする。

第1回目 5月20日ごろ  
第2回目 7月20日ごろ  
第3回目 10月20日ごろ

#### 第4回目 1月20日ごろ

2 各交付時期において交付する助成金の額は、別表に規定する助成金を4で除した額とし、その額に少数点以下の端数があるときは、当該端数額は、第1回目において支払うこととする。

#### (決定の取消し)

第8条 区長は、助成金の交付決定後の事情変更により必要があると認めるときは、当該決定の全部もしくは一部を取り消し、または当該決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

#### (承認事項)

第9条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止し、または廃止しようとするとき。

#### (実績報告)

第10条 協議会は、会計年度が終了したときは、速やかに品川区助成金事業実績報告書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

#### (助成金の額の確定)

第11条 区長は、前条の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは助成金の額を確定し通知する。

#### (助成金の返還)

第12条 協議会は、第8条の規定により助成金の交付決定を取り消された場合において当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金の交付を受けているときは、区長の指示するところによりその金額を返還しなければならない。

2 前条の規定により、交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときも同様とする。

#### (延滞金)

第13条 協議会は、前条の規定により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の端数は切り捨てる。)を納付しなければならない。

(関係書類の整理保管)

第14条 協議会は、この助成金の収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を当該会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、地域振興部長が定める。

別表(第3条関係)

助成対象経費

助成対象事業	内 容	助成額
交流施設の管理運営に要する経費	下記に要する経費 ・ 人件費 ・ 事務経費 ・ 維持管理経費 ・ 開設式典経費 ・ 備品等経費 (初度調弁費を含む) ・ その他	区長が定める額

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 へ

品川区西大井2丁目5番21号

ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会

会長

年度ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会  
品川区助成金交付申請書

ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、  
助成金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 助成金交付申請額 円

2. 添付書類
- (1) 年度助成金事業計画書
  - (2) 年度助成金収支予算書

第2号様式（第5号関係）

品地地収第 号  
年 月 日

ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会

会 長 様

品 川 区 長 濱 野 健

年度ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会  
品 川 区 助 成 金 決 定 通 知 書

年 月 日に申請された品川区助成金の交付について、審査の結果下記のとおり決定したので通知いたします。

記

1. 交 付 決 定 額 円
2. 助成金交付時期
- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1回目： | 年 5月20日ごろ |
| 第2回目： | 年 7月20日ごろ |
| 第3回目： | 年10月20日ごろ |
| 第4回目： | 年 1月20日ごろ |

3. 助 成 条 件

- (1) この助成金は、「ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会に対する品川区助成金交付要綱」第2条に掲げる助成金の対象となる事業の円滑な運営を行うための資金(元金)とすること。
- (2) 資金から生じる利益(利息)は、上記事業の充実に充てるものとすること。
- (3) ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会が解散するときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとし、その際には運用財産をすみやかに品川区へ返還すること。

第3号様式（第6号関係）

年 月 日

品川区長 へ

品川区西大井2丁目5番21号

ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会

会長

年度ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会  
品川区助成金交付請求書

年 月 日付品地地収第 号をもって交付決定のあった 年度ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会に対する助成金(第 回目分)として、下記の金額を請求いたします。

記

金 円

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

品川区西大井2丁目5番21号  
ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会  
会長

年度ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会  
品川区助成金事業実績報告書

ウェルカムセンター原・交流施設運営協議会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、交付を受けた 年度事業が終了したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 年度助成金報告書  
添付資料
  - (1) 年度事業実績報告書
  - (2) 年度自主事業結果報告(抜粋)
  - (3) 年度交流施設利用状況
  
2. 年度助成金決算書
  
3. 実績額
  - (1) 交付額 円
  - (2) 執行済額 円
  - (3) 返還額 円